○文部科学省告示第三十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月五日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
恋人たち	平成二十七年三月五日	平成二十七年三月六日から同年十一月三十日まで	独立行政法人国立美術館 館長　青木　保 東京都港区六本木七―二十二―二	国立新美術館 東京都港区六本木七―二十二―二 平成二十七年三月二十五日から同年六月二十九日まで
光の帝国Ⅱ	同右	同右	京都市美術館 館長　潮江　宏三 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百二十四（岡崎公園内）	京都市美術館 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百二十四（岡崎公園内） 平成二十七年七月十一日から同年十月十二日まで
旅の想い出	同右	同右	株式会社読売新聞東京本社 代表取締役社長　白石　興二郎 東京都千代田区大手町一―七―一	
永遠の明証	同右	同右		
凌辱	同右	同右		
ゴルコンダ	同右	同右		
ガラスの鍵	同右	同右		
ある聖人の回想	同右	同右		
描かれたオブジェ：目	同右	同右		
自由の入口で	同右	同右		
影	同右	同右		
野の鍵	同右	同右		
美しい虜	同右	同右		
ピレネーの城	同右	同右		

○文化庁告示第四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十六年十二月十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年三月五日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町二丁目十七号　株式会社有斐閣（代表取締役　江草貞治）

三　利用方法

①　ＤＶＤにおいて複製し、公衆に譲渡する。（別表参照）

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇ライセンスを単位として追加で複製し、公衆に譲渡する。（別表参照）

四　補償金の総額　①　一一、〇五二円

②　一、一〇五円